

山陽学園短期大学

令和6年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

山陽学園短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づく「愛と奉仕」の教育理念のもとに明確に定められている。短期大学の個性・特色を生かした教育研究活動を行っており、使命・目的及び教育目的を反映するものとなっている。また、履修便覧やホームページにより学内外へ周知している。使命・目的及び教育目的の見直しについては、役員、教職員の理解と支持を得ながら、「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」（以下「教学マネジメント基本方針」という。）に基づき、学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検するなど、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて行っている。各学科の使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。中長期的な計画は短期大学の使命・目的及び教育目的を反映している。健康栄養学科とこども育成学科の2学科を設置し、全学的な活動を推進・支援するための組織体制を整備している。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

「基準2. 学生」について

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを踏まえて多様な学生を受入れる入試制度を設け、入学試験は厳正に実施されている。履修指導は教職協働の体制で行っている。各学科でキャリア教育を支援しているほか、キャリアセンターを設置し、就職や進学に対する相談・助言体制を整備している。学生生活支援の組織として、学生相談室、保健室などを設置している。

短期大学の教育目的達成のために適切な学修環境を整備している。施設のバリアフリー化の推進のため、未整備部分について計画的に進めていくことが望まれる。

「学生による授業評価」「学生生活アンケート」などによる調査や学生代表と大学・短期大学との懇談会、クラス顧問による面談などで学修及び学生生活支援に対する学生の意見・要望等をくみ上げ、改善に反映させることに努めている。

「基準 3. 教育課程」について

短期大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを各学科で策定し、履修便覧に明記するとともにホームページで学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定めて厳正に適用している。修得単位数及び累計 GPA(Grade Point Average)の基準を定めて履修制限を行っている。教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを学科ごとに策定し、履修便覧などで学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し、シラバスは適切に整備している。教養教育は、一般教育科目として配置し適切に実施している。アクティブ・ラーニングなど、さまざまな教授方法を用いて授業内容・方法を工夫している。学修成果の点検・評価の結果や授業評価アンケートなどの結果を受け、教育内容や方法、学修指導等の改善に向けたフィードバックが行われている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を任命し、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会等の規則を制定している。また、建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向けて策定した「教学マネジメント基本方針」を定めるなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。教員の採用・昇任は複数の規則を整備して適切に運用している。教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けての FD・SD 研修会を自己評価委員会が開催している。専任教員には個人研究室を割当て、教育研究に適切な施設・設備を整備している。研究倫理に関する規則を定めて運営している。専任教員には教育にかかる費用を用途とする教育経費を支給しているほか、教育研究の一層の充実への寄与を目的とする学内研究補助金を配分している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為第 3 条に定める使命・目的のため、諸規則の遵守と法令等に基づく情報公開により適切な法人の運営を行っている。資源リサイクル、太陽光発電設備の設置などによる環境への配慮は適切である。危機管理の体制は整備されている。

急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っているが、重要な事項について理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。経営会議を定期的開催し、法人と大学の各管理運営機関が意思疎通と連携を行っている。監事は理事会、評議員会に毎回出席し法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により適切に運営されている。

「山陽学園中期計画」(以下、中期計画という。)に基づき経営基盤の強化に努め、安定した財務基盤を確立している。学校法人会計基準や経理規程などに従って適正に会計処理が行われ、公認会計士による会計監査を実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定して内部質保証に関する全学的な方針を明示している。短期大学では、各学科と事務部門や IR 推進室企画部

などの各組織との責任と役割分担のもとに自己点検・評価を実施するなど、内部質保証のための組織が整備され、責任体制は明確になっている。自己点検・評価の結果は、全教職員で共有するほか、ホームページに掲載し、社会へ公表している。IR(Institutional Research)については、IR推進室を設置してエビデンスに基づく点検・評価を実施している。「教学マネジメント基本方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行う仕組みを構築している。中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させることに努めている。

総じて、短期大学は、建学の精神に基づく教育理念である「愛と奉仕」の精神を基礎として専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成して社会に貢献する使命の実現に向けて取り組んでいる。「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」を設立趣旨とする女学校設立以来の伝統の中で築き上げられてきた短期大学の個性・特色を生かした教育実践を更に発展させ、地域社会に根差す短期大学ならではの教育研究活動にまい進することに期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 総合学園ならではの学園内連携
2. 資格取得の促進

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づく「愛と奉仕」の教育理念のもと、山陽学園短期大学学則第1条に明確に定められている。

- ①一般教育科目を起点とする人間教育の推進②「教学マネジメント基本方針」に基づく

学びの高度化と質保証③短期大学の特性を生かした地域連携の推進—の三つを短期大学の個性・特色とする教育研究活動を行っており、使命・目的及び教育目的を反映するものとなっている。

「教学マネジメント基本方針」に基づき、教育内容の点検・評価と改善を行う中で、「教学推進会議」の助言のもと、各学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検するなど、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的及び教育目的の策定及び見直しは、合同会議で審議された後、理事会の決議を経て行われている。審議事項や議事録が学科長や事務部門の長を通じて教職員に周知するなど、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、履修便覧やホームページにより学内外へ周知している。

短期大学の使命・目的及び教育目的は、教育研究等の自己点検・自己評価を行う中で継続的な見直しが行われている。また、各学科の使命・目的及び教育目的を三つのポリシー、中長期的な計画に反映している。

短期大学には健康栄養学科とこども育成学科の2学科を設置し、附属施設として附属幼稚園を設置している。また、全学的な活動を推進・支援するため、図書館、「共生・グローバル推進センター」、キャリアセンター、学修支援センターなどの組織体制を備えている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定・周知するとともに、これを踏まえ、受験生を多面的に評価し、多様な学生を受入れることができるような入試制度を採用している。入学試験の実施に当たっては、入学試験業務を主管する入試部と学長が選任した教員と職員から成る委員によって、厳正、公正、公平、確実を旨として、入試問題の作成、答案の採点を行っている。入試問題の作成及び採点は、当該校の教職員のみで行っている。

令和 2(2020)年度から、経済的理由を有する者、長期履修を必要とする者等に対して、入学時から履修期間を3年とする教育課程を設置している。健康栄養学科、こども育成学科ともに入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する全学的な方針・計画等については、学修支援センターワーキンググループにおいて整備・運営を行っている。履修指導については、教務部職員と学科教務委員が協力し、教職協働の体制で指導を行っている。コロナ禍による遠隔授業導入以降は、年度始めに学生の自宅における通信環境の実態を把握している。

オフィスアワー制度は、全学的に実施している。障がいのある学生への支援については、令和 5(2023)年4月に設置した学修支援センターが中心となり、「障がい学生支援のガイドライン」を策定し、教務部、学生部、学生相談室、各学科など、関係部門が連携し、障がいのある学生が安心して学べる場の提供に努めている。中途退学、休学及び留年などへの対応については、クラス顧問を中心として学科単位で行っている。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科において実施する実習や、栄養士免許の取得に必修の「給食校外実習Ⅰ」「給食校外実習Ⅱ」等が、学生自身の希望する職域におけるインターンシップとしても機能している。キャリア支援については、各学科でキャリア教育を展開する支援体制を整備し、キャリアセンターを設置し、就職や進学に対する相談・助言体制を整備している。次年度卒業予定の学生及び保護者を対象とした「就職懇談会」では、就職状況や就職活動スケジュール、栄養士・保育士等を目指す就職活動のポイント、学内サポート体制等の説明のほか、卒業生・内定学生による体験発表、座談会も行っている。

就職活動が解禁となる時期に2年コースの1年次生、3年コースの2年次生を対象として、大阪市内で開催される大規模合同説明会に無料バスを運行している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の組織として、学生部、学生部ワーキンググループ、「共生・グローバル推進センター」、学生相談室、保健室及び学生寮を設置している。

学生相談室「ここさば」は週4日開室し、臨床心理士の資格を有する兼任教員一人と非常勤カウンセラー一人が相談に当たっている。

学生の自主防犯組織「さんぽと隊」は、学友会、部長会、大学祭実行委員会が中心となって活動しており、地元町内会や警察と連携・協力して児童の登下校の見守りなどの防犯活動に取り組んでいる。

表彰制度として、学業成績の優秀な学生に対し「上代皓三記念賞」「花水木賞」など各種の学生表彰制度を設けている。奨学金制度については、学生に対する経済的な支援として適切に周知・実施されている。

〈参考意見〉

○保健室の人員について、看護師資格等を有する職員を配置することが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地・校舎を有し、学修及び教育研究活動を行うことのできる環境を保持している。火災、地震の災害、感染症等の発生に対応するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」と「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」等を整備している。

教育目的達成のため講義室、実習室、演習室、実験室、コンピュータ室、研究室、会議室等を置いている。図書館は、大学と短期大学の共用施設であり、学科のカリキュラムに沿って総合的に図書や資料を購入している。適切な規模を持ち、開館時間を含め十分に利用できる環境を整えている。コンピュータを含む ICT（情報通信技術）環境も適切に整備されている。

授業を行う学生数については、教育効果を挙げられるように、講義、実験・実習、演習などの授業形態に応じて人数の上限を設定し、教育の質を担保している。

〈参考意見〉

○バリアフリー化の推進に関する点は、一部において整備が進められているが、全ての施設には対応されていないため、A 棟・H 棟・E 棟等の改修を引続き計画的に進めていくことが望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムについては、主として「学修行動及びキャンパスライフ調査」「学生による授業評価」、学友会による「学生生活アンケート」及びクラス顧問による面談を活用し、集計結果は学科教員で共有し、改善に反映している。学生生活に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして「学修行動及びキャンパスライフ調査」や「学生による授業評価」「学生生活アンケート」のほか、学生代表と大学・短期大学との懇談会、クラス顧問による面談を活用するなどして、学生生活の体制の改善に反映させている。

施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げるシステムについては、「学生生活アンケート」

や「学修行動及びキャンパスライフ調査」により、学生の意見や要望について、把握して改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条にある教育理念に基づき教育目的を策定し、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学科ごとに策定し、履修便覧に明記するとともにホームページにて公表し学内外に周知している。

学則第 12 条において単位認定基準を定めているほか、学則第 23 条及び第 24 条において卒業認定基準を策定しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、厳正に適用している。履修に関する細則第 11 条の 2 において、修得単位数及び累計 GPA の基準を定め、それに基づいて履修制限を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを学科ごとに策定し、履修便覧やホームページにて学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成している。シラバスは、作成要領に従っ

て作成し適切に整備している。履修に関する細則第6条の2第1項において資格・免許取得に対応した履修登録単位数の上限を設定し、履修便覧に明記するなど、単位制度の実質化を保つ工夫を行っている。

教養教育は、一般教育科目として配置し適切に実施している。

アクティブ・ラーニングなど、さまざまな教授方法を用いて授業内容・方法を工夫しており、自己評価委員会を設け、FD・SD研修会を実施するなど教授方法を改善するための組織体制を整備し運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー及び短期大学士の学位授与を踏まえた学修到達レポートを発行し、学修成果を視覚化している。

学生の学修状況・資格取得状況は教務部が管理し、就職状況は、キャリアセンターが学生からの届出をもとに管理している。「学修行動及びキャンパスライフ調査」、学生生活アンケート、卒業時アンケート、就職先への調査などの指標により、短期大学の定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握し、点検・評価している。

シラバスに、学修評価の学生へのフィードバックに関する記載欄を設け、履修者に対して成績評価のフィードバックの機会を設けている。学修成果の点検・評価の結果や授業評価アンケート等各種アンケートの結果を受け、教育内容や方法及び学修指導等の改善に向けたフィードバックが行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会の規則を制定するなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を「教授会等の審議事項に関する要綱」に定め、周知している。

建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向け「教学マネジメント基本方針」を策定し、教学マネジメントを構築している。

また、教学マネジメント遂行に当たり、「教学マネジメント基本方針」において、役割分担を明確にして、必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即し、短期大学設置基準で定める必要な教員数を適切に確保し、配置している。

教員の採用・昇任等に関しては、複数の規則・内規によって明確に基準が定められている。教員採用は、公募を原則とし、教員の専門分野を十分に考慮している。また、教員採用に当たり教員の年齢バランスも考慮している。

教員の FD 活動については学長のガバナンスのもと、組織として自己評価委員会が企画し、全学的に FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けた研修の一環として、FD・SD 研修会を実施している。FD・SD 研修会は、自己評価委員会において決定する開催計

画に基づき、短期大学の全教職員を対象とする研修を開催するなど組織的な研修体制を整備している。

FD・SD研修は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて継続的かつ定期的に実施している。研修の開催に当たっては、教職員の意見をくみ上げ、研修テーマの選定や運営改善の参考にしている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、一定の専任教員に対して個人研究室を割当て、教育研究に資する施設・設備を整備し、適切な管理運営を行っている。学術研究に対する信頼及び公正さを確保するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規」を制定し、厳正に運用している。研究倫理に関する研修は定期的に実施している。専任教員に対して、教育改革に特化した研究に限定する学内競争的研究費を配分し、教育にかかる費用を用途とする教育経費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校教育を行うことを規定し、就業規則に諸規則を守り教育の目的達成に努めることを定めて、経営の規律と誠実性の維持を表明している。諸規則の制定・改定、公益通報等に関する規則の整備など、積極的に法令遵守に取り組んでいる。

また、中期計画を作成し、使命・目的の実現のために行うべきことを明確にしている。

資源リサイクルなど基本的な環境配慮に加え、太陽光発電設備の設置など、より積極的な環境への配慮も行っている。人権に配慮するために諸規則を整備し、人権侵害とハラスメントを防止するための方策を推進している。

「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」と「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」により学内外に対する危機管理の体制を整備している。寄附行為、教育情報、財務情報は、ホームページや印刷物により公表している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、事業、予算・決算、人事、諸規則等の改廃、役員・評議員の選任をはじめとする法人の重要事項を決議するなど、開催・運営されている。急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っている点は改善が必要だが、理事は、寄附行為に基づいて選任され、理事会への出席率は良好であり、書面出席の場合の意思表示に関する手続きも適切に行われている。

このように短期大学の使命・目的の達成に向けて意思決定のプロセスを円滑に行う体制が整備され適切に機能している。

〈改善を要する点〉

○学則変更等について、急施を要する事項として理事長専決で行っているため、重要な規則の制定・改正・施行に理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

経営会議を開催し、管理部門と教学部門が意思疎通と連携を行い、法人全体の経営・運営に関する重要事項等を協議している。また、経営会議を開催し、管理部門と教学部門が連携して、法人全体の経営・運営に関する重要事項及び理事会の議案や評議員会への報告事項を協議している。このように、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

各種委員会などで企画・調整された事案について、合同会議で審査することにより、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は、寄附行為に基づき選任されており、理事会、評議員会に毎回出席し、法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により適切に運営されている。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先が、理事長と評議員会議長になっているので、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号を踏まえ、宛先を理事会と評議員会にすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づき、短期大学は学生確保による財務体質の強化に努めている。全教職員の共通認識のもと、外部資金の導入に向けた努力を行っており、私立大学等改革総合支援事業に採択されるなど成果を挙げている。法人は、将来にわたって健全な運営を行うため、中期計画において毎年度の事業活動収支差額比率に係る目標を掲げている。適切な財務運営によりこの目標を達成しており、収入と支出のバランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、経理規程、資産運用規程をはじめとする会計に関する諸規則を整備し、適正に処理を行っている。

公認会計士による私立学校振興助成法に基づく監査は、2 人の公認会計士が中間監査及び決算監査を行っている。

監事による監査は、2 人の非常勤監事が法人の業務、決算に関する監査及び財産の状況、理事の業務執行の状況の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定するなど、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

合同会議、自己評価委員会、「教学推進会議」、IR 推進室などの各組織の責任と役割分担のもとに教育研究等の自己点検・評価を行うなど、内部質保証のための組織は整備されている。

自己評価委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務局長、IR 推進室長、企画部長、教務部長、事務部長などで構成し、全学で取組む体制となっており、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価について各学科と事務部門が実施し、IR 推進室企画部が全体を取りまとめるなど、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、法人の中期計画・事業計画・個別計画を策定し体系化した上で、各学科などが個別計画の達成度に基づく自己点検・自己評価を行うなど、内部質保証のための自己点検・評価が行われている。また、個別計画には原則として数値目標が設定され、数値目標の達成度を基本として自己点検・評価を行うなど、エビデンスに基づく自己点検・評価が実施されている。

自己点検・評価の結果は、合同会議で審議され、全教職員向けのサイトに掲載して共有しているほか、認証評価の基準に沿った教育研究等の「自己点検評価書」を令和 5(2023)年度版からホームページに掲載し、社会へ公表している。

IR 推進室に専任の職員を配置し、現状把握のための調査やデータの収集・分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント基本方針」で三つのポリシーの相互関係を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーの達成度を向上させる観点から教育内容の点検・評価及び改善を行うなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映させることに努めている。

自己点検・評価は、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、中期計画の項目の達成を目標とする評価体系の構築、数値目標の達成度と定性的評価を組合せた点検・評価の可視化、点検・評価を通じた PDCA の推進等により行われている。また、中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させることを図っている。

〈参考意見〉

○急施を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っており、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、更なる取組みが望まれる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 短期大学の特性を活かした地域連携

- A-1-① 学生に対する地域連携の教育
- A-1-② 短期大学の地域連携体制の整備
- A-1-③ 地域との連携事業
- A-1-④ 公開講座

【概評】

教育理念「愛と奉仕」に基づき、その体現として社会貢献できる人間教育と専門教育を行っている。全学科の新入生を対象に開講している一般教育科目の授業科目「知的生き方概論」の中で、「ボランティアの勧め」と題して、地域貢献の推奨を行っているとともに、専門教育科目においても地域連携の一環としてボランティア活動を取入れている。教育活動にボランティア活動を組込むことで教育効果の向上につながっていることから、この活動は特色ある取組みとして高い成果を挙げている。

山陽学園短期大学

地域連携事業やボランティア活動を担当している組織として「地域連携推進センター」を設置しており、地域連携の総括的役割を果たしている。

岡山県内の自治体や企業、各種団体と包括連携協定を締結し、さまざまな連携事業を展開しており、栄養士・栄養教諭や保育士として実践に役立つ体験学習の場となっている。こども育成学科においては、岡山市消防局と連携し、「VR火災体験」や「防火カードゲーム」など将来的な保育現場における教育手法につながるような授業を実施した。学長が委員長である子育て支援事業「Sanyo 子育て愛ねっと」を、大学3学部4学科と短期大学2学科及び附属幼稚園はじめ近隣の幼稚園・保育園等と連携して行っている。

社会人向けの生涯学習講座である「大学コンソーシアム岡山」に参加し、毎年講座を提供している。所属教員が講師として公開講座を開設し、専門分野の知見を地域社会へ提供している。

地域との連携を通して、地域に根差し地域に必要とされる短期大学として今後の活動を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 総合学園ならではの学園内連携

本学は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、そして助産学専攻科を設置する総合学園であり、建学の精神のもと、学園内連携を図っている。

具体的には、高等学校の探究学習の支援や高等学校教員を対象とした研修会の実施、大学祭への高校生の企画参加を行っている。

附属幼稚園がキャンパス内にある利点を活かし、こども育成学科では、授業や実習を附属幼稚園で行い、野菜の苗植えや壁面装飾の鑑賞会などで園児との交流を図っているほか、授業の合間や放課後に幼稚園でのボランティア活動を行っている。

また、健康栄養学科では、園児を対象として給食管理実習や栄養指導実習などを行い、リアルな現場で栄養士としての実践力を身につけている。

2. 資格取得の促進

健康栄養学科では、県内の短期大学では唯一となる教職課程（栄養教諭二種免許状）の履修による栄養教諭二種免許状取得を支援するほか、長期履修制度を活用した3年コースでは、栄養士免許に加え、調理師、製菓衛生師などプラスワン資格の取得を希望する学生に向けて、履修指導、実務アルバイト先との調整や国家試験対策を含む課外指導を充実させている。

また、こども育成学科では、幼稚園教諭二種免許、保育士資格に加え、中国地方では初めての「認定絵本土」の称号の取得が可能となっている。